

# 改正建設業法施行に伴う 申請書様式変更について

10月1日の改正建設業法施行に伴い、建設業許可申請書の様式に一部変更があります。



# 変更があった主な様式

- 様式第1号(申請書表紙)
- 様式第7号(経営業務の管理責任者の証明書)  
⇒ 常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書)
- 様式第7号別紙(経営業務の管理責任者の略歴書)  
⇒ 常勤役員等の略歴書)
- 様式第20号の3⇒様式第7号の3 など



## (注意)

10月1日以降、改正建設業法施行前の次の様式は使用できません。

旧様式第1号、旧様式第7号、旧様式第7号別紙

必ず新様式を使用してください(建設業のひろばで公開中(記載例もあり))。

# (旧様式が使用できなくなった理由)

○経営業務の管理責任者の要件が変更になったため

- ・組織としての経営管理の認定
- ・社会保険等加入の要件可



# 様式第6号(誓約書)について

様式が変更になりました。

認可申請の場合10月1日から新様式を使用してください。

(令和2年9月9日付け建業第142号の通知内容に追加します。)



# 様式第20号の3⇒様式第7号の3について

- ・社会保険等の加入が許可要件になったため様式番号が変わりました。

○記入する番号の記載も変わります。

記入する番号	これまでの記載	これからの記載
1	加入	加入
2	未加入	適用除外
3	適用除外	一括適用の承認(認可)に係る営業所

不明な点は……

建設業課許可班に問い合わせ  
願います。

(メールアドレス)

[kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp)

